

平成27年度 第1次定期監査実施報告書（抜粋）

1. 監査の期間

平成27年10月19日（月）～平成27年12月15日（火）

2. 監査の対象及び説明聴取月日

企画部	秘書広報課		
	企業誘致室	11月	18日
市民生活部	人権・男女共同推進室	11月	19日
	市民生活環境課	11月	19日
健康福祉部	保険年金課	11月	19日
経済部	農林振興課	11月	18日
	(農業委員会を含む)		
	農林整備課	11月	19日
	商工観光課	11月	18日
	はしもとブランド推進室	11月	19日
上下水道部	下水道課	11月	18日
教育委員会	教育総務課	11月	18日
	学校教育課	11月	19日

3. 監査の方法

平成27年9月末現在の財務に関する事務及び事業の管理について、法令・規則等に適合し、かつ経済性を考慮し、効率的、有効的に執行されているか、関係書類を審査した上、担当職員から説明を聴取して監査を実施した。

4. 監査の結果

業務の執行は、全般的に法令・規則に準拠して、概ね適正に処理されているものと認められた。ただし、業務の執行及び事務処理の中で改善及び検討すべき事項については、その旨指摘した。

なお、監査結果の概況は、以下のとおりである。

指摘事項

企業誘致室

1. メガソーラー事件については、法的措置（調停）を講じ、進展を見せているものの、未だ最終合意に至っていない。本件については、一刻も早い解決を願うとともに、本市の将来に禍根を残さないよう対処されたい。

また、新たな業者との契約締結にあたっては、本来なら契約相手方並びにその上部会社の経営実態を調査し、その信用性を確認すべきところであるが、情報機関にデータがないことから、履行担保を確保することが肝要である。したがって、契約書には、地方自治法に基づき契約保証金、損害賠償又は違約金を明確に定め、特に契約保証金については契約と同時に確保し、市にリスクが発生することがないように、万全を期されたい。

人権男女共同推進室

1. 委託料の「概算払」及び「前金払」については共通指摘事項のとおり。

市民生活環境課

1. 可燃ごみ収集のステーション化については、地域の道路事情などにより、まだ実施されていないところが残っており、本市全体を見てもバラつきがある。市の対策として、期限を決めてステーション化していくべきではないか。

また、「生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金」交付のあり方についても、ステーション化と合わせて検討されたい。

2. 墓園管理料については納付額が年度当初に確定しているにも関わらず、調定手続きをせず、事後調定を行っていた。

このため、実際は未収金があるにもかかわらず、決算上完納状態となっていた。これは債権管理上、不適切な事務処理をしていると言わざるを得ない。早急に未収金 35 件、714,800 円を調定を計上するとともに、適切な債権管理に努められたい。

3. 委託料の「概算払」及び「前金払」については共通指摘事項のとおり。

保険年金課

1. 国保一般被保険者返納金（現年度分）の未収金については 11 月 9 日現在、出産育児一時金に係る未収金 1 件を残すのみとなっており、これについては、保険者間調整で解決が図られる見込みであり、回収努力が見受けられる。なお、この未収金 1 件についても債権管理台帳を作成され、適正な管理をされたい。

一方、当該返納金（過年度分）については、前年度末 24 件から、7 件回収され、17 件となっているものの、金額ベースでは増加傾向にあることから、今後は督促状

及び催告書の発送、また分納誓約書の徴求等、なお一層の回収努力を重ねられたい。
また、これらの不当利得による返納金については、円滑な事務処理が図れるよう、事務取扱要綱などを年度内に作成し、関係職員に周知徹底されたい。

農林振興課

1. 「やっちゃん広場用地及び民俗資料等展示棟」に係る貸付収入について、納付額が年度当初に確定しているにも関わらず、調定事務を失念していた。本定期監査ヒアリング時には、調定事務及び相手方からの納付も行われているが、今後は、かかることのように留意されたい。
2. 「農地情報・農地地図システム運用保守サービス委託」について、導入経費に3年間の保守サポート経費を含んで見積合せを行ったものの、契約締結時においては、3年間の保守サポート経費を3等分し、単年度契約を締結している。
今後、保守委託契約については「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき、適正な事務処理に改められたい。

農林整備課

1. 地籍調査事業の推進については、固定資産税の増収にも繋がることから、今後もおお一層の進展を期待する。

商工観光課

1. 「橋本市観光協会」については補助金、委託料の両方が交付されていることから、その事業内容を十分精査し、新年度予算より一本化されたい。
また、他の団体に対しても同様に、事業内容を十分精査し、新年度予算よりできる限り一本化されたい。
2. 委託料の「概算払」及び「前金払」については共通指摘事項のとおり。

下水道課

1. 農業集落排水事業使用料に係る未収債権の管理については、台帳管理がなされていない。今後は、早急に債権管理台帳を作成し、適正管理に努められたい。
2. 公共下水道事業については、使用料収入では下水処理を賄えず、不足分を一般会計からの繰入金で補填するという赤字体質から脱却できない状況が続いており、市の財政運営に大きな足かせとなっている。
については、こうした現状をふまえて以下の各事項を検討されたい。
①人口減少が加速する中、将来の負担を減らすためには、認可区域の縮小化などにより必要以上の投資を抑制するとともに、認可区域以外の地域においては合併浄化槽の普及、促進を図ることで、下水道事業の縮小につなげるよう取り組まれたい。

②維持管理経費については、施設運営など民間に任せることができる業務は委託、民営化等様々な民間活力を積極的に活用し、市民サービスの質の維持とコスト削減を図られたい。

③今後の長期的な下水道建設と施設の維持管理等下水道事業の経営の健全化を図っていくために、受益者負担の適正化の観点から使用者に応分の負担を求め、使用料の改定を行うことにより、収支の均衡を図られたい。

本事業については、会計制度の見直しなど、事業の転換時期に来ているのは事実であり、上記各事項の検討を重ね、一般会計からの基準外繰入金的大幅な減額に努められるよう強く要望する。

また、平成 31 年度から実施予定の公営企業会計制度に移行することを前提にすれば、現況のバランスシート等を煮詰めていく事前準備の必要があるのではないか。

教育総務課

1. 学童保育運営費補助金については、「こども・子育て支援新制度（内閣府）」により創設された交付金（放課後児童健全育成事業費）の基準額算定方法に基づき（国・県・市各 1/3）支出されているものである。

本市各学童保育に対しては、繰越金の額等、収支状況を精査され、現在の橋本市の財政状況を鑑み、補助金の支出額が妥当であるか検証されたい。

2. 市内各小中学校施設において、安全性確保の観点から、具体的に修繕が必要な箇所を調査され、予算要求については市長部局と十分に協議し、折衝されたい。

学校教育課

1. 委託料の「概算払」及び「前金払」については共通指摘事項のとおり。

各課共通指摘事項

委託料については、契約相手方の履行確認後、支払うことが原則であり、いわば工事請負費の類である。したがって、先払いする「前金払」及び「概算払」は、この支出の例外的なものであることから、契約伺いの決裁文書には上記支出方法の別を明記されたい。

特に「概算払」については、市の規則で定めていなければ支出できない（地方自治法施行令第 162 条第 6 号）と謳われており、このことをふまえ、会計事務規則（平成 27 年 4 月 1 日施行）を改正した経緯があることから、「概算払」のうち、同規則第 71 条第 12 号の規定に該当するものは、必ず市長決裁を得られたい。

また、委託料の性質、財政状況から鑑み、一括払ではなく、原則として分割払により対処されたい。

なお、補助金における概算払についても同様の措置を心がけられたい。